

福井県・舞鶴市以外の医療機関で子宮頸がん予防接種を受ける方へ

就学等の理由で、やむを得ず福井県・舞鶴市以外の医療機関で子宮頸がん予防接種を受ける場合、高浜町こども家庭センター「kurumu」へ^{くるむ}事前に申請が必要です。

申請されない場合、定期予防接種としての補償や費用助成が受けられませんのでご注意ください。

◎ 助成の対象となる方

下記の①および②にあてはまる方が対象です。

- ①接種時に高浜町に住民票がある方
- ②福井県・舞鶴市以外で子宮頸がん予防接種を希望している



*子宮頸がん予防接種は計3回接種する予防接種です。接種時点で高浜町に住民票がない場合や、定期接種となる年齢を過ぎた場合は全額自己負担となりますのでご注意ください。

⇒ 申請から助成までの流れについては裏面をご覧ください。

【お問い合わせ・申請先】

高浜町こども家庭センター「kurumu」
^{くるむ}
(高浜町こども未来課)

〒919-2201 高浜町和田117-68

TEL 0770-72-6154

◎申請から助成までの流れ

①

申請する

接種を予定している2週間前（土・日・祝日は除く）までに、「高浜町予防接種実施依頼書交付申請書」に下記の内容について記入し、母子健康手帳、子宮頸がん予防接種の予診票を kurumu に提出。

- ・接種を受けたい医療機関等名、住所、連絡先
 - ・滞在先の住所・電話番号
- * 子宮頸がん予防接種は計3回の接種となりますが、滞在先で接種する回数分の予診票を添付してください。

②

書類が届く

予防接種に必要な書類(A)(B)を滞在先の住所にお届けします。
(書類のお届けは申請書到着から約10日後となります。)

- (A) 接種医療機関等に提出する「予防接種実施依頼書」
- (B) 滞在先で受ける子宮頸がん予防接種の「予診票」

③

予防接種を受けに行く

接種を受ける医療機関等に高浜町が発行した書類(A)(B)と母子健康手帳を提出し、予防接種を受けてください。

- * 接種費用については、一旦医療機関等へお支払いください。
- * 接種後、予診票と領収書を必ず保管しておいてください。

④

助成金の請求

kurumu に下記の書類を提出し、予防接種費用の助成を請求してください。* 3回接種終了後にまとめて請求していただけます

- ・予防接種費助成請求書
- ・予防接種の予診票 (B)
- ・母子健康手帳
- ・接種費用の領収書
- ・助成金の振込先の口座の通帳のコピー
(本人またはその保護者の口座に限る。)

⑤

助成金の振込

請求後、約1か月で、指定の口座に助成金を振り込みます。

助成額は、予防接種を受けた年度における高浜町の基準単価と、接種した医療機関等に支払った予防接種費用のいずれか低い方の額です。高浜町の基準単価を超えた費用については、自己負担となります。